

木城町告示第17号

令和元年第3回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年5月31日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和元年6月7日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

中武 良雄君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

神田 直人君

○6月10日に応招した議員

同上

○6月13日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

令和元年 第3回(定例)木城町議会会議録(第1日)

令和元年6月7日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和元年6月7日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
 - ③報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
 - ④報告第3号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第32号 木城町森林環境整備基金条例の制定について
- 日程第6 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第34号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第36号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第37号 令和元年度木城町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第38号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第39号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第40号 令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第41号 令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第42号 令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第16 議案第43号 監査委員の選任について
日程第17 委員会付託の省略
日程第18 議案に対する質疑
日程第19 各常任委員会議案審査付託
日程第20 散会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
 - ③報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
 - ④報告第3号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 町長の施政方針説明
日程第5 議案第32号 木城町森林環境整備基金条例の制定について
日程第6 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第34号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8 議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9 議案第36号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第37号 令和元年度木城町一般会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第38号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第39号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第40号 令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第41号 令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第42号 令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第43号 監査委員の選任について

日程第17 委員会付託の省略

日程第18 議案に対する質疑

日程第19 各常任委員会議案審査付託

日程第20 散会

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 河野 浩俊君	議事調査係長 内野宮克俊君
書記 橋本 正枝君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	横田 学君
教育長	中竹 聖子君	総務財政課長	中井 諒二君
会計管理者	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	吉岡 信明君	教育課長	萩原 一也君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	藤井 学君	産業振興課長	淵上 達也君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、令和元年第3回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

令和元年第3回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、6月3日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（神田 直人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、森伸夫君、5番、眞鍋博君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（神田 直人） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの7日間にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月13日までの7日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（神田 直人） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。議長の会務報告については、私が5月8日に議長に就任してから出席しましたことにつきまし

て、主なものを報告させていただきます。

3月議会以降4月までの報告につきましては、お手元にお配りいたしておりますので、それをご参照いただきたいと思います。

5月10日、春の全国交通安全のつどいが8時より、庁舎玄関前で式典が行われました。

15日、県道東郷西都線整備促進期成同盟会の監査が、議会議長室で行われました。

同じく15日、10時より木城町老人クラブ連合会の総会が行われ、平成30年度事業報告並びに決算報告、令和元年度の事業計画（案）並びに収支予算（案）がそれぞれ承認されました。

同日12時より、ホテル四季亭におきまして、第178回宮崎政経懇話会児湯・西都地区例会が行われ、共同通信社編集局企画委員・皇室取材チーム長の山田昌邦氏を講師に迎え「天皇の代替わりと今後の皇室」という演題で講演がありました。

5月16日、尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会総会が行われ、平成30年度の事業報告、収支決算報告、令和元年度の事業計画（案）並びに令和元年度収支予算書（案）がそれぞれ承認されました。

17日、木城町商工会第58回通常総会が木城町商工会館で行われ、平成30年度の事業報告並びに収支決算報告、また令和元年度の事業計画（案）並びに収支予算書（案）がそれぞれ承認されました。

19日、石井十次の会令和元年度総会が石井記念友愛社で行われ、平成30年度の事業報告、収支決算報告、令和元年度の事業計画（案）及び予算（案）がそれぞれ承認されました。

また、給付型奨学金の初の卒業生が九州保健福祉大学を卒業しました。月1万円の奨学金を2万円にする案が承認され、その基金は主に寄附金によるものとされております。

20日、平成30年度木城町身体障害者福祉協議会総会が行われ、平成30年度事業報告、収支決算報告、令和元年度事業計画（案）、収支予算書（案）がそれぞれ承認されました。

東九州自動車道・九州中央自動車道建設促進期成会総会がエンシィホテル延岡で行われ、平成30年度の事業報告、平成30年度歳入歳出決算について、役員改選（案）について、令和元年度事業計画（案）、市町村負担金（案）について、令和元年度歳入歳出予算（案）について、それぞれ承認されました。

22日、西都児湯環境整備事務組合議会臨時会が西都児湯クリーンセンターで行われ、副議長の選挙、常任委員の選任、監査委員の選任が行われ、アームロール車1台、アームロール専用コンテナ2台を4,837万716円で購入することで承認されました。

22日、児湯郡（市）町村議会議長会定例会・正副議長研修会が新富町役場で行われ、役員の選出、新会長に新富町の永友繁喜さんになりました。その後、30年度の会務報告、歳入歳出決算の承認、令和元年度の事業計画（案）、予算（案）がそれぞれ承認されました。

23日、木城町シルバー人材センター第22回通常総会がリバリスで行われ、平成30年度の事業報告、決算報告、令和元年度の事業計画（案）、収支予算（案）がそれぞれ承認されました。

23日、令和元年度みやぎき県民総合スポーツ祭児湯郡選手団結団式がたかしんホールで行われ、木城町選手団の結団式も同日行われております。

24日、行政事務連絡委員会がリバリスで行われました。

27日から29日、全国町村議会議長会が行われ、初日は県選出国會議員との意見交換会、2日目には東京国際フォーラム、そして町村議会議長の研修会がありました。

町村議會議員の議員報酬のあり方、最終報告として、山梨学院大学法学部教授・江藤俊昭氏、明治大学政治経済学部地域行政学科長教授・牛山久仁彦氏、首都大学東京都市環境学部准教授・長野基氏の講演があり、その後、町村議会特別表彰を受けた長野県喬木村、鳥取県若桜町、京都府与謝野町の事例報告がありました。

6月1日、みやぎき県民総合スポーツ祭総合開会式が、KIRISHIMA木の花ドームで行われました。

6月3日、木城町青少年育成町民会議の総会が行われ、平成30年度の事業実績及び収支決算報告、令和元年度の事業計画及び予算書（案）がそれぞれ承認されました。その後、木城駐在所長の阪上彰吾氏の「交通行政と青少年育成について」と題しての研修会がありました。

6月4日、宮崎県町村議会議長会臨時総会が宮崎観光ホテルで行われ、令和元年度の役員の選任、全国都道府県議会議長会事務局次長の鶴沼信二氏の議長の権限と議事運営上の諸問題についての講演がありました。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙、議員派遣の報告のとおりであります。

別紙、報告書1番、令和元年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会の件について、6番、中武良雄君の登壇報告を求めます。中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 報告します。

去る5月27日、美郷町におきまして、令和元年度県道東郷西都線整備促進期成同盟会総会が行われました。出席者は、私と産業文教常任委員長の黒木泰三君であります。平成30年度の事業報告並びに決算報告がされ、また令和元年度の事業計画、収支予算が議決されたところであります。

令和元年度は、未改良区の松尾工区につきましては、2億2,000万円が計上されております。その中に、松尾ダム工区の道路の地質調査設計費2,000万円が新たに計上されております。

また、県道東郷西都線の早期整備と事業費の大幅増額について、要望書を提出することになっております。

内容は、1番、現在施工中の松尾工区（中之又～石河内）の早期完成に努めること。

2、未改良区間における早期整備に着手すること。これにつきましては、①尾鈴橋付近の約450メートル間、②（仮称）松尾トンネルから鹿遊橋までの3,500メートル間。③西都市平原工区の1,040メートル間。

3、早期の道路整備を図るために十分な財源確保を行うとともに、地方における道路整備の財源について、さらなる拡大を図ること。という3項目の内容になっております。

今回の報告は、以上で終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告。次に、報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、次に、報告第2号繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）、次に、報告第3号法人の経営状況を説明する書類について（有限会社グリーンサービス・コスモス）、以上、4件について登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、令和元年第3回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には梅雨のさなか、しかも何かと諸事ご多用の中に全員のご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

諸議案の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。ご審議くださいますし、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に4点、報告をさせていただきます。

1点目は、福智王四十八隊が、令和元年度の宮崎県地域づくり顕彰授賞式で奨励賞を受賞されました。

この地域づくり顕彰制度は平成8年度から行われており、木城町では過去に、平成14年度に木城えほんの郷みどりのゆりかご協会、平成23年度に木城町若者連絡協議会、平成28年度に木城町地域婦人連絡協議会がそれぞれ奨励賞を受賞しています。

福智王四十八隊は、地域に伝わる百済王伝説を題材にしたオリジナルの歌と踊りを四方八方に広げる活動を通じて幅広い世代が交流し、楽しむことのできる新しい文化の創造に取り組み、郷

土の歴史の伝承や地域のきずなづくりに貢献した功績が認められたものであります。木城町の資源の1つであります、福智王の百済王伝説を四方八方に発信していただいております、協働のまちづくりのリーダーとなる団体です。受賞して終わりではなく、まさしく継続活動しながら幅広く四方八方に発信していくことに奨励賞の受賞の意義があるものと考えております。

2点目は、昨年4月から輝け木城・磨き隊の企画により、神田憲裕地域おこし協力隊員の協力をいただいております、木城町PRプロジェクト事業を展開しております。宮崎日日新聞及び「きゅんと」で木城町をアピールしながら、移住人口・交流人口・応援人口を増やしてきております。

今回、第29回宮日広告賞の審査会があり、宮崎日日新聞に掲載されました木城町のポスター「ないないの町」が大賞に選ばれました。輝け木城・磨き隊の職員及び神田憲裕地域おこし協力隊員のアイデアと思いが詰まったオリジナル広告の受賞は大変光栄なことであり、お祝いと感謝を申し上げたいと思います。

なお、授賞式は、7月3日、シーガイアで行われることになっています。

3点目は、株式会社リトル・ワールド主催の第8回チーム・シェフコンクールにおいて、加工グループ知恵の輪、代表平木礼子さんの「万能たれ」が「信濃屋一押し賞」を受賞されました。

信濃屋は1930年創業で、東京都内を中心にスーパー3店舗、酒店12店舗を展開されています。

5月28日に東京事務所で、リトル・ワールドの関係者とお会いして、受賞のお礼と今後、信濃屋店舗での「万能たれ」の販売についての後押しと助言をお願いいたしました。

4点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております、3月議会定例会以降の経過等であります。

たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士を木城町の交渉代理人として、12名の相続人に対して謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきております。これまで8名の方々と和解契約を締結しております。残りの4名は「謝罪も賠償金も受け入れない」となっています。

残りの4名の相続人には、今後も引き続き謝罪と賠償金をお示しした上で、和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。3月議会定例会以降の政務について、お手元の政務報告により報告をさせていただきます。

1ページをごらんください。

初めに、3月13日でございます。精力的に審議していただきました「木城町総合計画後期基本計画」について、長友道泰会長から答申をいただきました。今後、この後期基本計画をまちづくりの指針として、「みんなで創る、明日に向けて翔くまち、木城」の実現を目指し、未

来志向のまちづくり、人づくりに取り組んでまいります。

次に、14日でございます。木城駐在所長の人事異動があり、谷山所長がご勇退され、新たに宮崎南警察署から阪上彰吾所長が就任され、着任挨拶来庁されました。早速、早朝の交通街頭指導をなされています。

次に、15日でございます。43名が木城中学校を巣立ちました。体育大会、文化祭など、完全燃焼した姿や力いっぱいの努力・感謝・挑戦する姿に感動させられた43名で、凜とした、すばらしい卒業証書授与式でありました。

次に、16日でございます。26名のめばえ保育園の卒園式でした。園児一人一人が、親に対する感謝をあらわしていました。私は、一人一人、大きくなったところや格好いいところなどを紹介して、お祝いの言葉を述べさせていただきました。なお、黒木泰三議長から、来賓を代表して祝辞をいただいたところであります。

午後からは、宮崎市で開催されました宮崎県消防大会に出席いたしました。矢野哲也団長が、永年勤続功労賞の消防庁長官表彰を受けられました。

また、消防団員意見発表では、第2部の神田恒洋部長が2大会連続の県大会出場から学んだことや、伝統を築いていく決意を発表していただきました。

なお、毎年3月の第3土曜日を「みやざき消防団の日」として制定し、消防団員の士気高揚と消防団への加入促進を図ることになりました。

次に、25日でございます。木城小学校第120回卒業式があり、卒業生からは「木城小学校ありがとう」「皆さんありがとう」という感謝の言葉を残して、49名が卒業いたしました。49名のうち、45名が木城中学校に進みます。卒業記念品として、英和辞典を授与いたしました。

次に、27日でございます。健康づくりメニューに参加した人にポイントを付与し、特典が受けられる木城町健康マイレージ事業で、旅行券3万円を1人に贈呈いたしました。

平成28年度に851人からスタートいたしまして、平成29年度は962人、平成30年度は国民健康保険以外も対象としたため1,400人となっています。

午後からは、企業立地意見交換会を行いました。

現在、町内には6社の誘致企業があります。6社それぞれが独特な個性を持った創造性に満ち満ちた企業でありまして、まさに小さい町にあって、きらりと光る誘致企業であり、木城町の存在感を示すシンボルの1つであると誇りに思っております。

次に、29日でございます。農業畑を主に39年間勤めていただきました環境整備課長の押川道彦氏、そして5年間という短い期間でありましたが、スキルアップしてパソコン関係の仕事に希望をもたれた、まちづくり推進課の高野成仁主事、2名のお別れ式を行い、退職者辞令交付式

をいたしました。お勤めいただいたことへの労いを申し上げ、木城町発展にご貢献いただきましたことに感謝とお礼を申し上げます。

31日でございます。木城町消防団の辞令交付式に、黒木議長とともに出席をいたしました。新入団員4名、退団者10名でありました。

第1分団の上野満広分団長がご勇退され、後任に百合野の久保和昭氏が就任されました。なお、任期は2年であります。

2ページをお開きください。

4月1日でございます。めばえ保育園の入園式では、14名の小さな主役を迎え、124名のスタートとなりました。私のほうからは、今年も「指きりげんまん」の3つのお約束をさせていただきました。1つ目に「早寝・早起き・朝ご飯」、2つ目に「元気に仲よく遊ぶ」、3つ目に「挨拶や歌は大きな声を出す」の3つです。

午後からは、黒木議長にもご同席いただき、学校転入教職員対面式に臨みました。大山博志木城中学校長を初め16名の先生方及び、教育委員会事務局の金丸賢一専門監が木城町に赴任されました。子供を取り巻く環境の変化や厳しい状況の中で、今まで培われてこられました情熱と指導力を遺憾なく発揮していただきたいとお願いを申し上げます。

次に、2日でございます。木城町グラウンドゴルフ協会主催のグラウンドゴルフ大会が91歳の深江猛さんを初め、81名の参加のもと桜花らんまんの中で開催され、激励の挨拶をいたしました。参加者を見ますと、人と交わり、運動することが健康長寿の源であると教えられます。

なお、会員の中から、5月に総合運動公園で開催されました宮崎ねんりんピックに10名出場されております。

午後からは、にこにこヘルスアップ教室、18日には、石河内地区での、いきいき健康教室の開講式に出席し、激励の挨拶をいたしました。受講生が澤田孝子先生のもとで、楽しく和気あいあいと軽い運動や歌、ゲームなどを通して健康維持を図っていらっしゃいます。継続は健康の源だと再認識をいたしました。

次に、6日でございます。平成最後、明仁天皇のもとでの戦没者慰霊祭を厳粛にとり行いました。戦後は年ごとに遠くなってきていると感じますが、今を生きる私たちには、かけがえのない命をもって示された戦いの悲惨さと平和の尊さを次の世代にしっかりと伝え、恒久平和とご英霊の顕彰をとり行うことが私たちに課せられた責務であると考えております。

午後からは、桜花満開のもと、今年から木城町観光協会主催で、城山公園花祭りが開催されました。例年になく大勢の町民が楽しまれていました。サプライズで河野俊嗣知事ご夫妻がプライベートで来園をされ、桜花をめでておられました。

次に、9日でございます。新たな第一歩を踏み出した51名の新入生を迎え、第73回木城中

学校入学式に臨み、祝辞を申し上げます。私からは、武者小路実篤先生の言葉「もう一步。いかなる時も自分は思う。もう一步。今が一番大事なときだ。もう一步。」の励ましの言葉を贈りました。

次に、10日でございます。児湯郡町村長会の定期総会と懇談会が木城で行われました。会長は、引き続き、都農町の河野正和町長です。平成30年度の事業報告の後、平成31年度の事業計画等を協議し、了承いたしました。

次に、12日でございます。木城小学校第121回入学式。

平成29年度は12年ぶりに300人を超え、平成30年度は311人、今年は、ぴかぴかの62名の新入生を迎え326人となりました。年々、児童数が増えていることは喜ばしいことだと思います。

私からは、「早寝、早起き、朝ご飯、3つそろえば無敵のパワー」の言葉と「仲良きことは美しき哉」の言葉を贈りました。

次に、13日です。スポーツ少年団入団式があり、その中で、団員・保護者・指導者が一体となった交通安全宣言をしていただきました。次代を担う子供たちの命を守る運動の1つが交通安全運動だと思っています。

次に、19日でございます。九州農政局宮崎中部農業水利事業所の開所式があり、川南原地区代表として出席をし、来賓祝辞を申し上げます。

この事業所は、大淀川右岸地区、大淀川左岸地区、川南原地区における国営機能保全事業の拠点となる事務所です。

木城町と川南町の川南原地区においては、平成31年度から令和7年度までの7年間で総事業費21億円をかけて、主要幹線用水路の改修等を行っていく予定となっております。

この国営応急対策事業により、農業用水の安定供給、農業水利施設の維持管理の負担軽減及び施設の長寿命化が図られることに伴い、農業経営の安定、生産力の向上を期待しているところがあります。

3ページをお開きください。

次に、23日でございます。宮崎キヤノン本社高鍋事業所の開所式があり、出席をいたしました。

木城の跡地等につきましては、挨拶の中では御手洗富士夫会長からは何も発言がありませんでしたが、河野俊嗣知事は「創業の地である木城のことを思えば有効活用を検討していただきたい」との挨拶がありました。

なお、5月1日付で桑原初美社長が勇退され、増子律夫代表取締役会長が社長を兼ねるという新人事体制が発表をされております。

次に、5月7日でございます。木城町総合教育会議を開催いたしました。この総合教育会議は、町長部局と教育委員会が十分な意思疎通を図り、木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくりのあるべき姿や教育課題等を共有して、協議・調整・連携を図っていくものです。

今回は、令和元年度から令和3年度における木城町教育大綱の改正案を協議いたしました。

午後からは、河野俊嗣知事を初め、関係機関等に町長就任2期目の挨拶に赴きました。

次に、9日でございますが、宮崎県・市町村連携推進会議が開催され、宮崎県に対し、医師確保対策及び地域公共交通の確保と対策について、提案と要望をいたしました。

また、県幹部との意見交換会では、お互いの就任挨拶と木城のまちづくりについての協力と支援、助言をお願いいたしました。

次に、10日でございますが、春の全国交通安全運動が11日から20日まで行われるに当たり、交通安全の集いを行いました。交通安全母の会及び消防団に交通安全啓発のパレードをしていただきました。交通安全運動は命を守る運動だと考えていますので、私たち一人一人の活動が命を守ることとなります。

午後からは、木城町ボランティア連絡協議会の総会に出席をいたしました。個人会員7名、団体会員10団体で構成をされています。平成30年度からは「かしのみ」の運営を行っていただいております。

自分のことで精いっぱいという中で、他者のため、社会のため、地域のために奉仕の心を持って活動されていますことに、感謝と敬意を申し上げます。

次に、12日でございます。町民体力づくりスポーツ大会のグラウンドゴルフ大会が開催されましたので、ふれあい交流や健康寿命の延伸、運動の勧めなどを盛り込んだ激励の挨拶をいたしました。

その後、第18回を数えます宮崎県障がい者スポーツ大会が宮崎県総合運動公園で行われ、木城町からは3種目に8人が出場いたしました。障害を感じさせない躍動の姿に感動いたしました。

次に、13日でございます。木城町企業立地奨励審議会を開催いたしました。株式会社尾鈴山蒸留所及び大新産業株式会社宮崎工場からの木城町企業立地奨励条例による指定の申請がありました。

株式会社尾鈴山蒸留所は、ウイスキー製造に伴う固定資産税の免除と工場等用地取得補助金並びに既存工場等関連設備整備補助金であります。

大新産業株式会社宮崎工場は、ロボット塗装機の導入に伴う既存工場等関連設備整備補助金であります。

指定につきましては、答申のとおりとし、両社に係る補助金につきましては、今議会、議案第37号一般会計補正予算（第1号）に提案をしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

午後からは、神田直人議長とともに、県庁初め、関係機関に就任挨拶の表敬訪問をいたしました。

4ページをお開きください。

次に、14日でございます。木城町国民健康保険運営協議会を開催し、国民健康保険事業及び医療費の状況等を報告した上で、令和元年度の国民健康保険税の税率改正について協議いたしました。

なお、税率改正に伴う議案を今議会、議案第34号木城町国民健康保険税条例の一部改正について、において提案をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、15日であります。私は、もう「老人」という言葉を使っておりません。木城町達人クラブ連合会の総会が開催されましたので、神田直人議長とともにお祝いの挨拶をいたしました。

「伸ばそう健康寿命、担おう地域づくり」を合言葉に、424名の会員が活動をされています。

一方で、会員の高齢化と減少により、達人クラブの果たす役割や活動のあり方が問われていると思っております。

午後からは、宮崎県町村会主催の政務調査委員会及び政策懇談会に出席いたしました。政府及び県の予算編成と施策に関する要望を取りまとめたところであります。

また、防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急支援対策が進められておりますけれども、令和3年度以降も継続して確保していただきたい旨の意見書を国・政府・自民党に要望提出することにいたしました。

次に、16日から17日まで、命と暮らしを守る道づくり全国大会及び要望活動のために上京いたしました。特に、先ほど申し上げました防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策予算が来年度までとなっておりますので、令和3年度以降の予算化について、今年度から積極的に要望活動を行うことになりました。

大会終了後、地方創生及び国土強靱化の推進と道路関係予算の確保について、自民党、国土交通省、財務省、宮崎県選出国會議員に要望をいたしました。

17日の午後からは、宮崎県砂防協会及び宮崎県河川防災協会の通常総会に出席をいたしました。自然災害の激甚化と頻発化、さらには南海トラフへの備えを通して、砂防事業及び治水事業の防災・減災対策を強力に推進するために、国会や政府関係機関等に対し、要望活動を展開していくことを確認いたしました。

なお、役員改選があり、令和元年度から令和3年度まで、宮崎県砂防協会の委員に就任をいたしました。

次に、21日でございます。木城町での口蹄疫発生が、平成22年5月21日であり、丸9年目のこの日に、木城町自衛防疫推進協議会の総会を開催いたしました。日ごろからの防疫の徹底

と消毒を改めて確認をしたところであります。

午後からは、私が会長をしています、小丸川治水期成同盟会の研修会及び意見交換会を宮崎河川国道事務所と一緒に高鍋町で開催をいたしました。今回から、高鍋町を加えた小丸川治水期成同盟会主催で行うことにいたしました。

次に、22日でございます。宮崎県治山林道協会の監事会及び理事会に出席し、6月28日開催の総会議案について審議をいたしました。

現在、監事の職でありますけれども、6月28日の総会後は理事に就任することになっております。公益事業の山村集落リフレッシュ支援事業の採択に向け、努力をしております。

次に、23日でございます。みやざき県民総合スポーツ祭の児湯郡選手団及び木城町選手団激励会が高鍋町中央公民館で開催され、神田議長とともに出席をし、激励を申し上げました。

木城町におきましては、山塚運動広場でアーチェリー競技が開催されます。なお、県民総合スポーツ祭には、木城町から17種目の41人が参加をしております。

次に、24日でございます。神田直人議長にご臨席を賜り、令和元年度行政事務連絡員会を開催いたしました。49名に行政事務連絡員の委嘱状交付を行い、今後1年間、役場と地区住民とのパイプ役としてご協力くださるようお願いを申し上げました。

この後、いろいろ課題が多くなってきているということで、自治公民館長会にも出席をさせていただき、2点申し上げたところあります。

1点目は、向こう三軒両隣、薄れつつあるきずな、相互扶助の思い、そして共助・近助の役割を担う自治公民館活動をいま一度考えていただきたいということでありました。

2点目は、町民が主役、町民との協働による町行政を進めていく上で、地域支援員である地域担当職員の活動を応援していくことを申し上げました。

午後4時から、広く有機農業の取り組みを支援するために、高鍋町と設立をしております高鍋・木城有機農業推進協議会に出席しました。研修会、オーガニック検査員技術講習会、視察研修等を行って有機農業を広めていくことにしております。

5ページをお開きください。

次に、27日から28日まで上京をいたしました。27日の午前中は、宮崎県選出国會議員への表敬訪問、午後からは、小丸川治水期成同盟会長の立場で、全国治水期成同盟会連合会の通常総会、特別講演会、意見交換会に出席をいたしました。事前防災・予防防災の取り組みが減災につながるものだと再認識をしたところあります。

翌28日の9時から、東京事務所において、木城町出身の海野由憲次長、押川裕文課長にも同席をしていただき、先ほど申し上げました株式会社リトルワールドの関係者との意見交換会を行いました。

11時から、復興庁の末宗徹郎統括官との意見交換会、午後1時30分からは、毛呂山町を表彰訪問、午後3時30分からは、小丸川の整備促進の観点から、全国防災協会の定時総会に出席をいたしました。国交省・総務省・復興庁のキャリアと顔が見える関係を築いておくことが肝要だと再認識をいたしております。

次に、29日でございます。有限会社グリーンサービス・コスモス第16期株主総会に出席をいたしました。

平成30年度決算では、本業である受委託の営業利益はマイナス534万475円でしたが、町からの補助金を含む営業外収益778万3,509円及び固定資産売却益を含む特別利益221万7,025円があったため、税引き後の当期純利益は447万7,559円となりました。

町からの公的資金助成がなければやっていけないという厳しい経営状況であります。さらなる経営努力をしていただきながら、町民にとって、なくてはならないグリーンサービス・コスモスとなるように、また幅広い町民理解のもとで事業継続を図ってまいります。

詳細につきましては、この後の報告第3号で報告をさせていただきます。

次に、30日でございます。第3回小丸川・一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会が高鍋町役場で開催されました。

水防災意識社会は、平成28年8月の北海道豪雨及び関東・東北豪雨を踏まえ、国の直轄河川とその沿川市町村において協議会を設置し、減災のための目標を共有し、堤防の整備などのハード対策と避難訓練などのソフト対策を一体的・計画的に推進をしていくというものであります。

今回は、宮崎河川国道事務所管内の小丸川、大淀川上流、大淀川下流、一ツ瀬川などの国交省、気象台、宮崎県、2市5町1村が合同で協議会を開催したところであります。

木城町における人づくりの取り組みとして、木城小学校における防災講座の出前教室を事例発表いたしました。宮崎大学の杉尾名誉教授から、唯一、木城町だけ褒められました。参観日を利用した防災講座・避難訓練・児童引き渡し訓練について、工夫を凝らした、すばらしい取り組みだとの評価を受けたところであります。

次に、6月1日でございます。みやざき県民総合スポーツ祭総合開会式があり、神田直人議長とともに出席をし、参加選手に激励のエールを贈りました。

生涯スポーツ功労者として、宮崎県グラウンドゴルフ協会の役員もされました、岩淵地区の新見秀澄さんがスポーツ功労賞を受賞されておられます。

なお、木城町からは17種目に41名が参加しております。翌2日には、木城町山塚運動広場でアーチェリー競技が開催されましたので、参加選手に歓迎挨拶と激励のエールを贈りました。

次に、3日は、午前10時から、木城町福祉スポーツ大会が体育館で開催をされました。議員の皆様、ご参加をいただきましてありがとうございます。町内の高齢者や障害者、施設入居者

が、趣向を凝らした競技に心地よい汗を流され、親睦と友好が深められた楽しくて愉快的な福祉スポーツ大会であったと思っております。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

引き続き、報告をさせていただきます。

初めに、報告第1号。報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成30年度木城町一般会計予算に係る繰越明許費は、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号。報告第2号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。

平成30年度木城町簡易水道事業特別会計予算に係る繰越明許費は、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

最後に、報告第3号。報告第3号は、法人の経営状況を説明する書類についてであります。

地方自治法の規定により、町の出資法人であります有限会社グリーンサービス・コスモスの第16期経営状況を報告いたします。

有限会社グリーンサービス・コスモスは、平成24年度から営農部門を廃止し、本来の目的でありました遊休農地の発生防止と解消を目的に、農作業受託だけに切りかえ経営改善に取り組んでいるところであり、昨年度は長雨による防除受託の減とコンバインの故障による稲刈り受託の減という特別な事情がありましたが、そのことを除きますと、受託件数及び受託面積につきましては昨年並みを維持しており、経年的に見ますと、受託件数は増加し、受託面積についてはやや横ばいでありまして、

売上高については、少しずつではありますが、増加傾向にあります。

それでは、経営内容についてご説明いたします。あらかじめ、お手元に配付をさせていただいております「有限会社グリーンサービス・コスモス第16期株主総会資料」の4ページをごらんください。

初めに、損益計算書での決算状況を報告いたします。

損益計算であります。売上高は1,178万7,342円で、それに対します売上原価は675万9,640円となっており、差引きの売上総利益は502万7,702円であります。その額から販売費及び一般管理費の1,036万8,177円を差引いた後の534万475円が営業損失となります。

一方、営業外収益は、町の運営補助金や受取家賃、雑収入等で778万3,509円、また営業外費用はありませんので、244万3,034円が経常利益となっております。なお、今回か

ら、町からの運営補助金673万2,000円は、この営業外収益として計上しております。

また、特別利益として、今回221万7,025円を計上しております。

内訳は、固定資産売却益160万9,025円と、町単独事業であります小型農業機械導入支援事業による補助金収入が60万8,000円であります。

固定資産売却益は、営農部門をやめたことにより、使用しなくなった機械と故障して使えなくなった農業用機械を売却したものであります。補助金収入は、田植え機更新による補助金を特別利益として計上しております。

特別損失の計上はなく、税引き前当期純利益は446万59円となっております。その額から法人税・住民税及び事業税の18万2,500円を差し引きました第16期の当期純利益は447万7,599円となっております。

3ページに戻っていただきまして、資産の状況でございますが、資本金9,917万円のうち、第16期の決算時点で、繰越利益剰余金はマイナスの6,465万8,556円となっており、差し引きますと、純資産といたしましては3,451万1,444円となっております。

平成24年度以降、営農部門を完全に廃止したことで、受託件数・受託面積・売上高は、先ほど申し上げました長雨と機械の故障により減少いたしましたが、そのことを踏まえ年々増加しており、また経営状況についても少しずつではあります、改善してきていると判断しております。しかし、依然として厳しい状況にあることには変わりありません。

14ページをお開きください。

次に、参考資料によります年度別決算状況及び各部門の収入状況をご報告させていただきます。

年度別決算状況及び参考の折れ線グラフを見ていただきますと、売上高は対前年比50万7,000円減の1,178万7,000円となっております。

また、売上原価は対前年比94万4,000円増の675万9,000円。一般管理費は、前年度、途中雇用いたしました正職員の分が丸1年分となり、雇用経費増のため、対前年比95万8,000円増の1,036万8,000円となっております。

経常利益は、平成29年度がマイナス230万5,000円に対し、平成30年度は244万3,000円で474万8,000円の増となっております。

主な理由は、昨年度、特別利益として計上しておりました、町からの運営補助金を営業外収益として運営等補助金として計上しましたことが最大の要因であります。そして、全体的な農作業の受託件数・受託面積は減っているものの、耕起・植代・田植えなど順調に伸びてきており、前述した要因で減少した分を勘案しますと、相対的には受託につきましては、上向き傾向であると考えております。

15ページをお開きください。

次に、先ほどの受託作業の実績ですが、前年度と比較しますと、受託件数では11件減の649件、受託面積で10.14ヘクタール減の169.62ヘクタールとなっており、対前年比は、件数で約1.7%の減、面積で約5.6%の減となっております。

これを23年度と比較しますと、営農部門を完全に廃止し、受託作業に特化したことで、件数283件で約77%の増加となっております。面積では70.36ヘクタールで約71%の増加となっております。

8ページと9ページに戻っていただきたいと思います。

令和元年度の事業計画でございますが、前年度と比較しますと、農作業受託は金額ベースで昨年度決算より約121万円増の1,300万円、面積は昨年度実績より15.38ヘクタール増の185ヘクタールの計画となっております。

本来であれば、受託収入で当該経費を賄うのが理想であります。経費が割高となる山間部の形状の悪い土地や、兼業農家などの小規模面積の農地などの作業受託を積極的に行っていることから、今後も厳しい経営状況が続くものと考えております。したがって、町といたしましては、今後も運営補助による財政支援を考えております。

また、この分野におきましては、他の農作業受託組織に積極的な受託を行わせることは難しく、民間事業者との競合性は低いことや農業者の高齢化、兼業農家の負担軽減、耕作放棄地の解消などにつながることから、有限会社グリーンサービス・コスモスは高い公益性のある組織として、木城町になくはならないものだと確信をいたしております。

町といたしましては、有限会社グリーンサービス・コスモスには、引き続きコスト意識を高め、作業の効率化などに取り組んでいただき、利用者に信頼され、また地域に役立つ会社となるよう努力を求めてまいります。

今後も議員各位のご理解を賜り、ご指導、ご助言をお願い申し上げます。

以上で、報告第3号を終わらせていただきます。

○議長（神田 直人） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

報告第3号については、慣例により質疑を行います。

報告第3号法人の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。報告第3号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 町長から詳しく説明がありましたが、何点か確認と質問をさせていただきたいと考えております。

初めてGSCの株主総会資料を拝見させていただきましたが、4ページ、損益計算書が提示されております。素朴な質問になるわけですが、縦に3つ枠がありまして、右端のほうの小計、差引き合計なのかなあというふうに判断をします。ただ、左のほうの項目を見ますと、期末棚卸高、

雑収入、補助金収入の欄に金額が配置されております。大変見にくい損益計算書となっておりますので、これについては経理の方がこういう整理をされたんだとは思いますが、次年度はもう少しわかりやすい書類にしていきたいと思っております。

それから、4ページの雑収入、59万9,745円、補助金の関係は説明がありましたので、これが一過性で支出があったものか継続性がないのか、中身をお聞きしたいと思います。大まかなものだけで結構です。

それから、5ページの保守管理費12万円、それから業務委託費——業務委託費には、この開会の前に若干情報が入りまして、税理士への業務委託とお聞きしました。この程度の経営、係数の中で税理士を活用しなければならないのか、疑問を感じております。

それから、6ページの修繕費、中ほどから下ですかね、217万6,213円、コンバインの修理ということが出ましたが、多額になっております。大きなものだけで結構ですが、教えていただきたいと思っております。

それから、9ページの一般管理費の中の賞与が前年度と比較しますと若干減額ということですが、賞与を減らすと士気の低下につながるわけですが、どういう内容なのか、お聞きしたいと思っております。

それから、同じく9ページの右側の上の3段目、受取地代等という項目で整理がしてありますが、4ページの損益計算書の中では受取家賃となっております。内容が違うのかどうか。もし、内容が同じであるならば、科目は統一したほうがよいのではないかと考えます。

それから、運営等補助金、予算では若干増額となっておりますが、これについては収支の関係で増減が簡単にできるのか、どういった内容かというのをお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（横田 学君） ただいま森議員のほうから、たくさんの質問をいただいたところであります。

まず、資料4ページの営業外収益の一番右の欄の科目のところに合計が入っているというご指摘であります。これについては従来このような方式でやっております、会計上のソフトがどうなっているかわかりませんので、確認を税理士事務所のほうに行いたいと思っております。必要があれば改善をしたいと思っております。

それから、雑収入の内訳でございますが、59万9,745円計上しておりますが、昨年度、台風で倉庫が被害を受けましたので、その被害、保険をいただいた金額が46万2,755円、そのほか電柱敷地料等が雑収入として計上しているところであります。

それから、資料の5ページです。保守管理費の12万円ですが、これは事務所等の警備

をお願いしている費用であります。警備委託料、月額1万円の年額12万円であります。

それから、36万円は、お話がありましたとおり、税理士に経理業務を委託している関係であります。適正な経理をしていくためには外部の力もかりていくという必要があるかと思っておりますので、今後も税理士のほうに協議、また指導をいただきながら、会社の経営を進めていきたいというふうに思っております。

それから、修繕費は6ページでありました。これは先ほど町長からもご報告がありましたとおり、機械の故障がありました。

まず一番大きなものとしたしましては、コンバインの故障であります。それが95万円ほどかかっております。それから、フォークリフトなどの定期点検等を47万円、それから車検、修理代など、そうしたものが34万8,000円等もろもろで、217万6,000円ほど今回かかっているところであります。前年比にしまして、58万5,000円余りの増加になっているところであります。やっぱり機械が老朽化してきたということが、ここでもうかがえるわけでありまして。そうした機械も今後、更新を計画的に進めていく必要があるのではないかというふうに理解をしておるところであります。

それから、9ページでしたか、賞与49万5,000円を今年度計上しておりますが、昨年度実績よりか減少しているのではないかとということでありました。職員の士気が下がるのではないかとというお尋ねだったと思っておりますが、確かに前年度実績よりか18万2,500円を今回減額しておりますが、賞与につきましては、会社の経営状況等も勘案して6月期については決算手当といえますか、そうしたものも含めて支給をするという判断をしておりますので、予算上は12月分のみを計上を例年行っているところであります。職員の士気が下がらないように、経営状況を鑑みながら賞与の支給は図っていきたいというふうに思っております。

それから、9ページの受取地代等42万4,000円を計上しておりますけれども、4ページの受取家賃との科目が違うじゃないかというご指摘でありました。次年度、統一をしっかりとやっていきたいと思っております。内容的には同じであります。

それから、補助金が昨年度よりか増えているということでございますけれども、これは町のほうから平成28年度までは人件費の8割ほどをいただいていたのですが、29年度から人件費相当額を支給していただいておりますが、当然、職員の賃金のアップ、それからそれに伴う諸経費等もアップしてきておりますので、それに見合う額を予算に計上していただき、会社のほうに町運営補助金として交付をしていただいているところであります。

以上であります。

○議長（神田 直人） 3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） この経営が始まって16年目ということですので、先ほど

の税理士に対する業務委託については、現場では作業員の方が主でしょうから、こういった経理事務は難しいかもしれませんが、担当部署を含めてご検討をしていただきたいというふう
に考えております。

最後になりますけれども、予算の中で、老朽化が進む大型機械設備等の更新のために財源確保
として機械購入引当金200万円を計画されておりますけれども、前年度の先ほどの修繕費が多
額になっていると。また、次年度も250万円の予算の計上も修繕費も計上されております。将
来的にこの更新の時期が来ておるならば、こういった修繕費の支出も含めた中でのリースを活用
しての更新ということも検討をされるべきではないかと考えております。

また、担当部署では相当協議をされていることと思いますが、9,917万円の資本金があり
ながらも累積赤字があるがために雇用も含めて経営範囲に制限がされていると想定をするわけ
がありますが、先ほど町長の説明にありました遊休農地並びに耕作条件不利地域等の営農支援ある
いは高齢者支援の意味合いがあるわけでありますので、赤字経営もやむなしという現状ではある
かと思いますが、将来に向けての累積赤字の解消と経営の今後のあり方について、お考えをお聞
かせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（横田 学君） 先ほどありました機械購入引当金200万円を一応イメージして更新
に図っていこうという予定であります、ここに記載をしておりますとおり、現在——先ほど町長
からもありましたとおり、コンバインの故障もありました。それから、トラクターも老朽化をし
てきております。それから、運搬車も中古購入という機材を今も使っております。

また、積みおろしについての安全性の確保という観点もありますので、優先順位をつける、ま
たは利用者にご不便をかけないという判断のもとで優先順位をつけて機械の更新を図っていき
たいと思っております。その時点におきましては、ご提案がありましたリースも含めて検討をしたいと考
えております。

それから、ご指摘のとおり、累積赤字が6,400万円余りあるわけでございますが、これに
つきましては、やはり大幅な改善を一度にするということはなかなかできないと考えております。
まずは住民の皆様方の信頼を得ながら、その受託作業をしっかりとやることで売上高の確保に努
めていきたい。

また、あわせまして経費削減につきましては、これまでもやってきておりますが、この部分に
ついてはなかなか厳しくなってきたなあというふうに理解をしております。これからも社員と一
緒になってコスト意識を持ち、この会社の経営に当たっていききたいと、そうすることで、少し
でもこの赤字の解消を図っていききたいと考えておりますので、これからもご支援、ご指導をお願い

したいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 今年の第3号議案で役員報酬の決定で、取締役の上田さんの報酬が月額2万円と。これを決められた根拠をちょっとお示しいただきたいのですが。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（横田 学君） 10ページの資料の件でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これは株主総会で、役員の報酬は毎年決定をするという事項でございますので、例年どおり2万円と決定をさせていただいたところであります。ただし、上田取締役は役員になっておりますので、その役員分としての2万円であります。そのほか作業員としても仕事をしておりますので、その社員給与を別途支給しているところであります。この区分けにつきましては、税理士事務所からの指導を受けてこのような取り扱いをしているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 私も町議になって1期目で初めてこの場でグリーンサービス・コスモスについての収支計算書を見たときに、マイナス利益の収支計算書ってあり得ないだろうという質問を投げかけたと思います。

自分も議員になって農業も始めて、このグリーンサービス・コスモスというのが非常に大事な組織、木城では、なくてはならないというのはもう気づきました。でもしかし、やっぱり町の税金を使って補助金があってからこそ大体補っていつている。これがなければ、もう会社としては大体ここ3年ぐらいですけれど、200万円から250万円ぐらいの赤字は必ず出る。

こういった形をもうずっとこの4年間、今年5年目、厳しい状況が続いているという中で、どこかでこのグリーンサービス・コスモスを明確化ですか、この団体をこの前初めて経営健全化方針というのでグリーンサービス・コスモスをやったと思います。解散するか解散後に任意団体を設立するか、それか存続かという3つの選択の中で今回は存続という形で選ばれたと思いますが、毎回やはり同じこの協議が続いていくと思われま。今回も5年目で厳しい状況。

そして、やはり受託率は伸びているけれど、機械の更新も要るし、やっぱりそういったことで経費もかかっていく分野もありますので、私としてはもうここで一回解散して新たな任意団体を立ち上げてあげるのもグリーンサービス・コスモスにとっては大事なのではないかと思います。じゃないと、やっぱりそこでネックになってくるのが9,800万円の出資ですよね。税金が出資されているということ、児湯農協の100万円と合わせて9,800万円と。

こういった理由をやっぱり町民にしっかりと説明をすれば、町民も納得されると思います。この9,800万円が悪いように使われたわけではないので。やはり木城町にとってグリーンサービス・コスモスがどれだけ仕事をしてきたかというのはもう町民もわかっていると思います。じゃないと、この会社がやる気があっても、9,800万円の負債がある。毎回毎回仕事をしろと言われても、やはり職員の意識も高まらないと思います。借金を返さないといけない、でも事業は伸びない。でも、なくてはならない組織ということで。

だから、こういった形で毎回、副町長にもお話しさせてもらうのですが、やっぱり今の農業機械とか今の農地を一回清算して、グリーンサービス・コスモスを新たな組織という形でやったほうが町民も納得するし、職員のやる気にもなると思うのですが、ここら辺で……。ここら辺でと言ったらいけないけれど、誰かが幕引きをしないとイケないのではないかと考えています。副町長はどうお考えですか。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（横田 学君） 眞鍋議員さんには、昨年度もこのグリーンサービス・コスモスの経営のあり方、根本的なところについてのご意見をいただいたと理解をしております。その時点では、行政直営という研究機関としての組織、そういうところで町税を負担することで、町民の理解を得られる方策もあるのではないかとのご意見をいただいたと受けとめております。

まずはその行政直営ということで考えてみますと、やはりこのグリーンサービス・コスモスの業務内容、いわゆる農繁期であるとか農閑期であるとか、そういった業務内容、それから職員の身分に関する事、これは職員ということであれば定数管理の問題もあります。そうしたもろもろを含め、行財政改革の中では非常に厳しいのかなということで判断しているところであります。

また、いわゆる民間団体でというご意見もありましたが、グリーンサービス・コスモスは多くの資産を持っておりますが、この資産は自社が独自に取得したものではありません。国・県、町の補助、そうしたものを受けてこの会社が設立をされ、現在も経営を続けているところであります。

今年の3月議会の中で、産業振興課のほうからグリーンサービス・コスモスについての経営健全化方針をお配りさせていただいて、これまでどういった議論がなされてきたのかということの説明をさせていただいたところであります。その中では、平成24年にいろんな視点から検討をしましたが、現時点では存続をするという結論に至っているところであります。

先ほどから申し上げましたとおり、いろいろな問題もまだ課題として残っておりますので、現時点ではやっぱり継続して経営改善に努めていくということが、まずは努力すべきことかなという判断をしているところであります。

以上であります。

○議長（神田 直人） 5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 副町長も言われるように、公的資金が入っていますのでなかなか難しい問題ではありますけれど、このまま放っておくわけにもいかないし、やはりどこかで経営を立て直すと。立て直すのはなかなか難しいですけど、内容です。

この経営健全化方針にもありますように、本町に対してやっぱりこのグリーンサービス・コスモスが——米ですよ、早期水稲に対してやはり重要な仕事になっていますので、その事業は残しながら、その後作ですよ。後作でやっぱり木城町民の人たちが水稲で困っているということで、このグリーンサービス・コスモスその後作をしっかりと試験的な立場で、試験場みたいな立場でやっていただくと、また町民も納得されますし、よりよいものをつくっていただけるような組織になれば、こういった会社経営じゃなくて、そういった試験的、町の直営みたいな感じの組織になっていけば一番よい形なのかなと思いますので、そういった分野も含めてちょっと思い切った改革をしていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 7番、黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 今の件でありますけれども、受託料の改正です。これも再度チェックしていただきまして、そこら辺の改善もする必要があるんじゃないかと。経営努力も必要でありますけれども、もう一回そこら辺のところをチェックしていただきまして、お願いしたいと思います。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（横田 学君） 作業単価のお話だと思うのですが、これは町民の農業分野における住民サービスというように理解しておりますが、会社としては当然その作業に見合う収益を上げることは大事かと思っておりますけれども、これはG S Cだけじゃなくて町内には同じような民間業者がおられますので、そうしたところの引き上げにつながっては住民サービスにも逆な意味で影響が出るということでもありますので、慎重にやっぱり検討を重ねていきたいと思っております。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、報告第3号に対する質疑を終わります。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 町長の施政方針説明

○議長（神田 直人） 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより、町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） それでは、令和元年第3回木城町議会定例会に当たり、令和元年度の町政運営に関する私の所信の一端と施政方針を申し上げ、町民の皆様を初め、議員各位のご賛同とご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

私は、去る4月21日執行の木城町長選挙におきまして、町民の皆様からの温かいご支援を賜り信任をいただき、2期目の木城町政の重責を担うことになりました。その任に当たりますことは身に余る光栄でありますとともに、改めてその責任の重大さを痛感をしているところであります。

そして、今後のさらなる町政発展に向け、未来志向の決意を新たにしているところであります。これからの行財政運営においても、人口減少社会の対応があらゆる分野にわたって求められていることになり、今後とも持続可能な行財政運営に努めてまいります。人が元気、地域が元気、住んでよかったと実感できる町を目指し、初心を忘れず、日々新、全力投球で木城町のまちづくりに取り組んでまいります。

さらには、第5次木城町総合計画で示されました木城町の目指すべき将来像「みんなで創る明日に向けて翔くまち 木城」の実現と、私の選挙公約、町民を初め議員の皆様からお寄せいただきましたご意見をもとに本町の財政事情に配慮しながら、自らの地域は自らが決めるという決意を持って施策や事業を熟慮断行、一つ一つ着実に取り組んでまいります。

次に、施政方針を申し上げます。我が国経済の先行きにつきましては、雇用、所得環境の改善が続く中、各種施策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなど、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

国の財政については、国、地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれ、また国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き厳しい状況にあります。

地方においても引き続き、国、地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが求められています。

本町におきましては、これまで第5次総合計画のもと産業振興、子育て支援、健康福祉の充実、生活基盤の整備など「みんなで創る 明日に向けて翔くまち 木城」を基本理念にまちづくりを進めてきました。固定資産税の減少により町税の減少が見込まれる中、将来を通して健全な財政運営を行うため、自主財源の確保や歳出の精査による財政健全化、事務事業の改善等の行財政改革に引き続き努めてまいります。

特に、町民本意の福祉向上と地域の振興、教育の充実、農林業の活性化を図り、今後さらに地方創生の推進や防災・減災対策のための予算編成を行ったところでもあります。こうした中、補正予算後の予算は41億9,600万円とし、予算編成に当たっては、必要かつ重要な事業について計上をいたしました。

主な項目について申し述べます。

1つ、快適で安全な生活環境の整備についてであります。日常生活を快適で安全に暮らすには、道路や上下水道等のインフラ整備が重要であります。町道は住民生活に直接かかわるものとして、交通の利便性、安全性の確保が重要であり、通学路としての安全確保のため、未改良区間などの計画的な整備を図ります。

また、橋梁などの道路構造物については、道路法などにに基づき点検を行い、現状を把握し、長寿命化計画の策定を行い、計画的に橋梁や舗装路面の維持修繕工事を実施し、長寿命化を図ります。

3ページです。簡易水道事業につきましては、ろ過施設等の整備により各給水区域とも安定した水質の確保ができ、安全・安心な飲料水の供給が図られており、今後とも適正な維持管理に努めてまいります。施設の老朽化につきましては、簡易水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新・修繕により長寿命化を図ります。

下水道事業については、今後とも適正な維持管理に努めるとともに、下水道事業経営戦略に基づき、計画的な更新・修繕により、長寿命化を図ります。また、下水道区域外のご家庭については、国・県の補助制度を活用し、合併浄化槽への更新を進め、生活排水の水質向上を図ります。

2つ目、農林業の推進についてであります。本町の重要な基幹産業であります農業と林業の振興につきましては、TPP、FTA、EPA等の国際情勢に注視しながら、国の農林水産業、地域の活力創造プランに対応した農林業振興の主要政策の実現を目指し、安全・安心な農畜産物の生産拡大と農業所得の向上に取り組んでいく必要があります。

そのため、本町では、意欲と能力のある認定農業者の支援に取り組むとともに、新規就農者支援事業による農業後継者及び新規就農者の育成・確保、及び有機農業を目指す新規就農者の確保も目指してまいります。

水田農業におきましては、近年、拡大しております雑草イネ問題やジャンボタニシの食害など、喫緊の対策を講じるとともに、需要に応じた米の生産や水田の高度利用による高収益化を進めるため、水田ベストミックスの実現に向けた取り組みを推進してまいります。

環境に配慮した農業の推進として、本町と高鍋町で昨年、有機農業を推進するための協議会を設立いたしましたので、町内外に広く安心・安全な農作物の提供を図るべく活動を発展させてまいります。また、GAPへの取り組みを積極的に支援し、市場等実需者ニーズを満たせる産地とし

での農家意欲の醸成を目指します。

4 ページです。畜産振興につきましては、引き続き家畜伝染病の感染リスクを意識した自衛防疫意識の向上を図り、行政と畜産農家が一体となった体制を維持します。また、規模拡大や所得向上等、積極的な事業を活用するとともに、安定した畜産経営を応援するための積極的な支援を行っていきます。

農地の集積・集約につきましては、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の有効利用を図っていきます。そのため、農業委員、農地最適化推進委員が農地所有者と担い手への橋渡しを行える体制を講じ、農地基盤整備等を合わせた大規模化・機械化による集落営農組織や大規模法人化等を目指します。また、多面的機能支払事業や中山間直接支払事業を活用し、集落や地域単位での農地・農業用施設の適正な保全管理や長寿命化の推進に努めます。

このほか、先ほどご質問もいっばいいただいたところではありますが、有限会社グリーンサービス・コスモスによる農作業受託の充実を図り、耕作条件不利地域での営農支援に努めるとともに、農地の担い手として集落や地域単位での集落営農組織等の設立を支援し、推進します。

林業振興につきましては、森林経営管理法の施行に伴い、法に基づいた経営管理権の設定や森林環境譲与税の活用など必要な措置を講じ、森林経営の管理の適正の一体的な促進を図るとともに、伐採時における誤伐、盗伐を防止するとともに再生林を推進し、森林資源の循環を図ります。

有害鳥獣対策につきましては、鳥獣を追い払うために特別捕獲員を積極的に活用するとともに、自作農地の自主防衛を図るため、狩猟免許の更新や、新規取得者に対する経費の助成を行うとともに助成についての周知を行っていきます。

現在、配置しております鳥獣アドバイザーによる情報提供を行い、集団や集落で被害防止ができるように努めるとともに、国の補助が受けられる防護柵の設置を積極的に推進いたします。また、被害が拡大している鹿の駆除のため、住民の方の協力を仰ぎ、遊休地等に大型わなを設置し、駆除ができるよう取り組んでまいります。

5 ページです。3 つ目、福祉対策、健康づくりについてであります。

これまでの少子高齢化の進展に加え、地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中であって、高齢者においては、先の生活不安に対する介護予防・生活支援サービスの充実、障害者においては、自立や就労、社会参加の難しさ、子供においては、子育て家庭の孤立化による不安感、仕事と子育ての両立など、年々新たな社会問題が顕在化しており、地域における新たな支え合いを求めて地域が気づき、町民が気づき、町民と行政の協働による地域住民のつながりを再構築し、支え合う仕組み、体制づくりが求められています。

そのような中、誰もが住みなれた地域で安心して生活していけるよう、多様な主体による地域福祉の担い手の育成と参画が、まちづくりの重要な課題となってきております。

国においても、地域共生社会の実現に向けた取り組みが始まっており、制度や分野を越えて、また「支え手」「受け手」の関係を越えて地域住民や地域の多様な主体が一体的に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながる地域づくりを育む仕組みへの転換を目指していきます。

本町でも介護・高齢者、障害者・障害児、児童、地域福祉・健康づくりのそれぞれの分野において、基本計画及び実施計画を策定しておりまして、全ての人が支え合い、生きがいを持って生活できるよう、それぞれの計画が互いに連携し、地域福祉の環境づくりを初め、暮らしの安心感と生きがいを生み出すサービスの向上を図っていきます。

子ども・子育て対策につきましては、木城町子ども・子育て支援事業計画に基づき、各施策の実施状況、評価を行い、各年で施策等の充実を図っております。今年度は事業計画の見直しを予定しておりまして、令和2年度から5年間の第2期木城町子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。引き続き、町の将来を担う子供や、子供を持つ親たちが安心して生活できるまちづくりを目指し、各種事業に取り組んでまいります。

また、自然主義、家族主義、友愛主義、自律主義を理念とした保育事業を展開しております、石井記念のゆり保育園が中原運動公園内に新築移転を計画しており、令和2年4月に保育所型認定こども園として新たにスタートする予定であります。

6ページであります。

今後も地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、地域子育て支援センターの充実を図るとともに、乳幼児の健診事業や健康相談事業、放課後児童健全育成事業とも連携し、子供や子育て家庭の状況に応じた幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

高齢者対策につきましては、高齢化率が35%を超え、75歳以上の後期高齢者の増加、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯の増加、認知症高齢者が増加する中、地域全体で支え、見守りしていく地域包括ケアシステムの構築が求められています。また、この地域包括ケアシステムの考え方や実践は汎用性が高く、これからの地域共生社会づくりを目指す上でも不可欠となってまいります。

今年度から地域包括支援センター相談協力員制度を取り入れ、センターの体制強化、機能充実を図りながら、高齢者等の心身の健康維持、介護予防・生活支援に係る生活の安定のために町内医療・介護経験者の専門的人材の活用にも努めていきます。また、大学との相互支援及び機能を生かした調査と、研究事業として引き続き九州保健福祉大学と、今年度からは新たに鹿屋体育大学とも学術研究事業をそれぞれ実施する予定としております。

介護保険事業につきましては、介護予防事業と生活支援サービス事業を一体的に展開できる新

たな仕組みづくりを進めるため、地域ふれあい館「輝らら」を拠点として本格的に介護予防、日常生活支援総合事業に取り組んでいます。昨年度は生活支援、介護予防サービスの基盤づくりとして生活支援コーディネーターを配置し、身近に集い、交流する場所として世代間交流福祉館「かしのみ」を整備いたしました。

地域包括支援センターを中心とした高齢者等を地域で支えるサービス提供体制の構築と、多様な法人や団体が主体となる地域福祉の担い手、ボランティアの育成を図りながら積極的な活用を目指します。

また、地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスを充実していくことが求められており、社会福祉協議会を中心に社会福祉法人やNPO法人、福祉団体等によるネットワーク化を強化し、アクセスしやすい環境づくりにも取り組んでいきます。

7ページをごらんください。

あわせて、認知症対策事業の強化、地域見守り体制の充実に努め、健康教室や介護予防教室と、健康寿命延伸の取り組みに位置づけて、より事業内容の充実を図るとともに、公民館単位での地域づくりによる介護予防推進事業の継続的实施、そして今後、増大する生活支援ニーズへの新たな担い手育成に取り組んでまいります。

健康づくりにつきましては、町民の皆様の食生活や運動習慣など、健康づくりへの意識向上に努めるとともに、生活習慣病などの早期発見と早期治療に向け、特定健診、特定保健指導や、がん検診の重要性の普及推進と、健康マイレージ事業のポイント拡充に伴う利用促進、未受診者への訪問指導を一層強化していきます。

また、脳疾患や心疾患などの発症率の高い予備軍といわれる方が治療の放置や中断をしないよう、個人ごとのデータ分析に基づいた保健指導を実施していきます。あわせて、医療機関と連携しながら、各種の予防接種などを引き続き実施し、医療費の抑制につなげるとともに、町民の皆様の健康寿命の延伸を目指します。

4番目、木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくりについてであります。教育は人間形成の基本をなすものと考え、社会全体で取り組むことが必要であります。しかし、近年、教育を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、その変化に対応した取り組みが求められております。

そこで、地域の実態に即してきめ細かな教育を推進し、社会の変化に対応できる教育の実現を目指すために、専門性の高い宮崎県教育委員会の指導主事を継続して配置いたします。

学校教育につきましては、子供たちの学力、体力の低下や社会性の欠如が懸念される今日にあつて、次代を担う木城の子供たちが心の豊かさと創造性を高め、新しい時代に対応し得る能力を育むために、知・徳・体のバランスのとれた教育を推進します。

令和元年度も小中学校に学力向上サポーター等を配置し、学力の向上を図るとともに、40人未満の学年においてはきめ細やかな指導ができるよう、町費負担の常勤教員を配置します。また、小中学校の義務教育、9年間を系統的に踏まえた学習指導と生徒指導の充実を図り、義務教育学校の開校に向けた準備・研究を行います。

8ページであります。あわせて、老朽化した校舎の改築について、教育・文化・福祉・防災等の拠点となるような施設整備について検討していきます。キャリア教育の充実を図るために、多様な体験活動の推進に努めるとともに、ふるさと教育の充実を図り、ふるさと木城に誇りを持ち、貢献する人材の育成に努めます。さらに、教育費の保護者負担の軽減に努め、子ども・子育て支援の充実を図ってまいります。

近年、児童・生徒の安全が脅かされている現状から、登下校時における見守りを実施し、子供たちが安全に安心して生活できるよう、家庭、学校、地域の連携を密にし、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組みます。

生涯学習の推進と社会教育の充実につきましては、長寿社会の中でその重要性が増していることから、町民一人一人の学習ニーズに応えることができる生涯学習の基盤整備と内容の充実を努め、各種講座の開講や公民館活動等を積極的に推進し、生きがいくくりと町民の親睦と交流を図ります。今後も町民と行政が情報を共有し、相互の理解と連携を図りながら、協働のまちづくりを進めるために、地域担当職員制度は継続して取り組んでいきます。

5番目、環境対策についてであります。環境問題は、地球温暖化、大気汚染、廃棄物処理など、さまざまな問題が生じてきております。本町では、木城町一般廃棄物処理基本計画に沿ってごみの減量化、資源化を推進するとともに近年、問題となっている、食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる食品ロスの削減についても町民の皆様への啓発等を進めていきます。

また、引き続き環境パトロールを実施し、ごみの不法投棄防止と監視に努め、町民と行政が一体となり、美しいまちづくりに努めます。

9ページをごらんください。

さらに、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、大規模地震、大雨洪水等、いつ起こるか分からない災害により発生する災害廃棄物の適正な処理を行うため、木城町災害廃棄物処理計画に沿って迅速かつ適切な対応ができる体制を整備していきます。

6番目、観光振興と交流人口拡大事業についてであります。

少子高齢化や不安定な景気動向の中で、地域を盛り上げ、活気あるまちづくりを展開するために、交流人口の拡大に努めます。町内には、豊かな自然景観を生かした川原自然公園や木城えほんの郷が独自の体験型事業を展開しており、その魅力を積極的に情報発信しながら、来場者の拡大と多くのリピーターが訪れるよう集客を高めていくことといたします。

団体合宿施設「いしかわうち」においては、中八重緑地公園、ピノックQパーク、石河内テニスコートなどの周辺施設と連携し、テニス、サッカー、ラグビー等のスポーツ合宿の誘致に取り組んでおります。ピノックQパークの施設の管理を「いしかわうち」で行うようになりましたので、中八重緑地公園と一体化した施設運営を行ってまいります。

また、九州電力が計画をされていますダムを観光資源として生かす取り組み、ダムツアーなどと連携して集客を図ってまいります。さらに、ソフト面では南九州大学と連携し、アスリートメニューの共同開発を行っており、アスリート食等の提供により、施設の付加価値を高めることで宿泊型の交流人口の増加を図り、より地域経済に効果があらわれ、雇用の増加につながるように努めます。

木城温泉館「湯らら」につきましては、衛生面に万全を期し、安全・安心な施設として、利用者の皆様に満足していただける憩いの空間を提供するのはもちろんのこと、新たな食事のメニューの開発や隣接する菜っ葉屋や、他の観光施設と連携したイベントを開催することにより、入湯客の増を図るよう努めます。

10ページをごらんください。

観光事業は地域活性化のための最重要ツールであり、地域間競争も激化し、専門的ノウハウが必要となっています。このことから、観光協会の果たす役割は大きく、さらなる取り組みを行っていく必要があります。このことから、観光協会の果たす役割は大きく、さらなる取り組みを行っていく必要があります。このことから、観光協会の果たす役割は大きく、さらなる取り組みを行っていく必要があります。このことから、観光協会の果たす役割は大きく、さらなる取り組みを行っていく必要があります。

7番目、商工業の振興と景気対策についてであります。景気の回復が期待される中、国の景気は緩やかな回復基調が続いているものの、地方経済が置かれている状況は景気回復の実感を得ることはできず、町内の商工業においても依然として厳しいものとなっております。商工会との連携のもと、町内経済の流通に寄与するプレミアム商品券発行助成事業を継続することといたしております。

これとは別に、令和元年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げる予定となっておりますので、地域における消費喚起と経済の下支えのため、国の支援によります子育て世代等を対象に、プレミアム付商品券を発行いたします。また、平成29年度より取り組んでまいりました小規模企業者への経営支援事業、利子補給制度を継続することとし、町内商工業の経営安定と雇用創出を図ります。

また、特産品につきましては、本町の基幹産業であります農林業の資源を生かし、商工業者及び大学等と連携しながら、地域資源を生かした特産品開発をすることで新たな産業を構築し、都市部への流通も視野に入れた取り組みに努めます。

企業誘致につきましては、県や町の企業奨励措置の情報発信に努め、関係機関との連携のもと企業の誘致を進めるとともに、西都児湯地区企業立地促進協議会などと連携し、広域での企業誘致にも取り組んでまいります。また、既存の企業の経営安定のために、国・県の施策の情報提供に努め、安定した町内雇用を図れるようにいたします。

11ページをごらんください。地方創生・人口減少対策についてであります。

地方創生の根幹は、人口減少対策と地域活性化であることはもちろんであります。それには産業の創出を初め、伝統文化、観光資源、人の資源を見詰め直し、磨きをかけていくことが重要だと考えております。

国の実施する地方創生事業や、県が独自に実施する移住促進事業に積極的に取り組み、首都圏のみならず、全国からの移住者を呼び込む事業を展開いたします。そのためには首都圏等での本町のPRを積極的に行い、移住者、交流人口、関係人口の増加を図れるようにいたします。地域おこし協力隊には、あらゆる分野で活動していただき、移住対策と地域振興、さらには伝統文化、観光資源の発掘、PRについて連携を図ります。

また、産業の創出では新たな支援制度を創出し、町内の小規模事業者の育成を図り、平成28年度から実施をしております大学との連携事業を継続し、特産品開発や観光関連施策を推進いたします。これまで先進的に推進してきました定住施策や子育て支援策をさらに充実させ、引き続き推進するとともに、木城町を広くPRすることで本町への移住促進を図ります。

また、高齢者等の交通弱者対策として、民間のバスやタクシーと連携を図りながら乗り合いタクシー事業を試験的に実施し、持続可能な公共交通体系の構築と福祉分野と連携した運転免許証返納後も安心して住み続けられるまちづくりの推進を一体的に図っていきます。

9番目、防災対策及び交通安全対策等についてであります。

防災対策につきましては、木城町地域防災計画をもとに防災体制の充実強化を図るとともに、町民の生命を守ることを最優先とした安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるため、自助・共助・近助による防災意識の向上に努め、地域防災力の向上に努めてまいります。

12ページをお開きください。自主防災組織については、現在2地区設置をされておりますが、今後、各地区に設立されるよう努めてまいります。また、災害弱者対策として、社会福祉施設等との連携を密にし、日ごろからの災害に対する備えを強化します。

交通安全対策については、高齢者を対象とした交通安全啓発等に積極的に取り組むほか、重大事故につながる飲酒運転やシートベルト未着用については、その根絶に向けて引き続き町民の交通安全意識の高揚に努めてまいります。

防犯対策については、高齢者を狙った振り込め詐欺や児童生徒に対する犯罪を未然に防止するため、関係機関と連携して防犯パトロールや啓発活動などの取り組みを継続していきます。

10番目、施設等の整備についてであります。

町営住宅の整備につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住環境の向上に配慮しつつ、住宅の改修・整備等を計画的に行い、施設維持管理費の軽減と長寿命化を図ります。

11番目、県道整備についてであります。

県道につきましては、町内には県道が5路線走っておりまして、緊急輸送道路であります県道東郷西都線の松尾工区1.8キロメートル、松尾ダム工区0.3キロメートルの早期完成を県道東郷西都線整備促進期成同盟会と連携して要望してまいります。

また、高城橋の架け替えにつきましても、県に対して引き続き要望活動を積極的に行ってまいります。

改良工事が進められております都農綾線高城工区につきましては、早期完成に向けて県と協力して事業を進めてまいります。

その他の路線についても、歩道の設置や、舗装・補修等の要望を引き続き行ってまいります。

以上、主な政策について申し上げましたが、先人たちが営々と築いてこられました歴史や文化、恵まれた自然環境を将来に継承し、町民の幸せと町の発展に向けて努力をしてまいります。町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、令和元年度の施政方針といたします。

○議長（神田 直人） これで、町長の施政方針説明を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時00分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第32号

日程第6. 議案第33号

日程第7. 議案第34号

日程第8. 議案第35号

日程第9. 議案第36号

日程第10. 議案第37号

日程第11. 議案第38号

日程第12. 議案第39号

日程第13. 議案第40号

日程第 1 4 . 議案第 4 1 号

日程第 1 5 . 議案第 4 2 号

日程第 1 6 . 議案第 4 3 号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 5、議案第 3 2 号から日程第 1 6、議案第 4 3 号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第 3 2 号から議案第 4 3 号に至る 1 2 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 3 2 号。議案第 3 2 号は、木城町森林環境整備基金条例の制定についてであります。

森林の所有する公益的機能の維持管理の重要性に鑑みた森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布に伴い、本町の森林環境整備を効率的、効果的に推進するため、森林環境譲与税を財源とした森林環境整備に特化した基金を設置するものであります。

次に、議案第 3 3 号。議案第 3 3 号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が、令和元年 5 月 1 5 日に公布されたことに伴い、選挙長、投票管理者等の報酬の額を変更するものであります。

次に、議案第 3 4 号。議案第 3 4 号は、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、昨年度の国民健康保険制度の改正により、財政責任主体となる県への国民健康保険税納付金及び県から示されました標準保険料率等を踏まえ、被保険者の負担増を勘案し、木城町国民健康保険税額等を一部改正するものであります。

主な改正点は、1 つ目、被保険者の所得割率 1 0 0 分の 6 . 6 4 を 1 0 0 分の 7 . 0 に。2 つ目、被保険者の資産割率 1 0 0 分の 3 7 . 1 8 を 1 0 0 分の 4 0 . 0 に。3 番目、被保険者の均等割額 2 万 2 , 4 4 7 円を 2 万 7 , 1 0 0 円に。4 番目、被保険者の平等割額 1 万 7 , 5 8 8 円を 2 万 1 , 5 0 0 円にそれぞれ改正するもの等であります。

次に、議案第 3 5 号。議案第 3 5 号は災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成 3 0 年 6 月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、貸付利

率に関する規定が、市町村の判断に基づき、低い利率での貸し付けが可能となったために、貸付利率を改正するものであります。

貸付利率につきましては、これまで年3%に固定されていましたが、市町村の判断で、その3%以内で条例で定める率に設定できることを踏まえ、その利率を年1%に改めるため、条例の一部を改正するものであります。

あわせまして、災害弔慰金の支給の要件災害に、宮崎県災害弔慰金補助事業の対象となる災害を追加するものであります。

次に、議案第36号。議案第36号は、木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが設けられ、平成27年4月から一部実施が行われてきましたが、今年度よりさらに軽減強化されたため、保険料率を改正するものであります。

今回の改正により、軽減対象が所得段階の第1段階から第3段階までの対象者に拡大され、基準額に対する調整率もそれぞれの段階で軽減をされます。

次に、議案第37号。議案第37号は、令和元年度木城町一般会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,400万円を追加し、予算の総額をそれぞれ41億9,600万円にするものであります。

歳入の主なものは、繰入金増額1億6,087万9,000円、町債増額7,700万円、県支出金増額3,467万8,000円、国庫支出金増額2,165万5,000円、諸収入増額1,578万8,000円等であります。

歳出の主なものは、民生費増額9,796万6,000円、農林水産業費増額8,258万4,000円、土木費増額5,939万6,000円、商工費増額4,522万3,000円、総務費増額1,834万4,000円、議会費減額90万円等であります。

次に、議案第38号。議案第38号は、令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ12万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億1,987万3,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額12万7,000円であります。

歳出は、総務費減額12万7,000円であります。

次に、議案第39号。議案第39号は、令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第

1号) であります。

補正予算(第1号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ510万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億6,410万円にするものであります。

歳入は、繰入金増額510万円であります。

歳出は、簡易水道費増額512万3,000円。予備費減額2万3,000円であります。

次に、議案第40号。議案第40号は、令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

補正予算(第1号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億3,800万円にするものであります。

歳入は、繰入金増額2,500万円、国庫支出金増額2,000万円であります。

歳出は、公共下水道費増額4,519万円、予備費減額19万円であります。

次に、議案第41号。議案第41号は、令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。

補正予算(第1号)は、保険事業勘定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ70万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億2,429万2,000円とし、介護サービス事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ91万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1,291万8,000円にするものであります。

保健事業勘定の歳入は、保険料減額427万7,000円、繰入金増額356万9,000円あります。

歳出は、地域支援事業費増額87万6,000円、総務費減額87万6,000円、予備費減額70万8,000円あります。

介護サービス事業勘定の歳入は、繰入金増額91万8,000円あります。

歳出は、サービス事業費増額91万8,000円あります。

次に、議案第42号。議案第42号は、令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)であります。

補正予算(第1号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000円を増額し、予算の総額をそれぞれ7,300万4,000円にするものであります。

歳入は、繰入金増額4,000円あります。

歳出は、総務費増額4,000円あります。

最後に、議案第43号。議案第43号は、監査委員の選任についてであります。

識見を有する者として選任しております桑原正憲委員が、令和元年6月12日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議

会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決及び同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第 17. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第 17、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第 43 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第 18. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第 18、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第 32 号から議案第 43 号に至る議案の 1 議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第 43 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第 43 号については、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までといたします。なお、採決は起立によることといたします。

次に、議案第 32 号から議案第 42 号については、総括質疑といたします。

まず、議案第 43 号監査委員の選任についてを議題といたします。

議題第 43 号は、人事案件となっております。

ここで、本案の対象者であります監査委員、桑原正憲君の退場を求めます。

〔代表監査委員 桑原 正憲君 退席〕

○議長（神田 直人） これより、質疑を行います。

議案第 43 号に対する質疑はありませんか。10 番、原博君。

○議員（10 番 原 博君） 再任となった理由について説明をお願いします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 桑原監査委員におかれましては、平成 23 年 6 月からお務めをいただいているところであります。

監査委員の資格といたしましょうか、そういうのが法で定められておりまして、特に識見を有す

る者ということで、これまでの経験を生かし、またしっかりと監査事務事業等についても監査をしていただいておりますので、そういった意味で、引き続き監査をお願いしたく、今議会に上程をしているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。これより議案第43号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので採決に入ります。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

監査委員、桑原正憲君の着席を求めます。

〔代表監査委員 桑原 正憲君 着席〕

○議長（神田 直人） ただいま議案第43号は、同意することに決定しましたのでお知らせいたします。

これより、議案第32号から議案第42号に対する総括質疑を行います。

まず、議案第32号木城町森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

議案第32号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第33号に対する総括質疑はありませんか。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） すみません。初歩的な質問ですが、この選挙長とありますけれども、これは選挙管理委員長でよろしいのでしょうか。

○議長（神田 直人） 総務財務課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 選挙長につきましては、例えば町長、木城町議会議員の選挙のときの選挙執行に当たりまして、町のほうで全部選挙管理計画をつくりまして、投開票、それから当選人を決定いたします。

当選人を決定する際に選挙会が開かれ、そのときの選挙長ということになります。従来、今まで選挙管理委員長が選挙長を務めております。それではない場合もございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） この非常勤の基本となる単価があれば教えていただきたいのですが。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 根拠につきましては、これは国の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのがございます。

この国の法律に従いまして、その単価も決まっております。その都度単価の改正がございますので、それをもとに、この非常勤の報酬についても引き上げたりしております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） ちょっと私わからないのですが、この決め方というのは基本があると思いますが、一日いる方、12時間近くいる方とか、今はいろんな形でのすけれども。これは、時間給で算定されているのですか。どういった形で算定されるか、それがわかれば。この金額の差があるのは、それをちょっとお聞きしたい。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 基本となる決め方ですが、これは1日当たりということで時間ではありません。1日当たりこの金額を、例えば選挙長については1日1万6000円ということで支給をしております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 法の改正によるということですが、国の借金もあって、選挙にも費用はたくさんかかる中において、法を改正した理由について、国から聞いていると思うが、説明をお願いします。上げた理由についてお願いします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） これにつきましては、先ほど説明しましたが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのがございます。

これが、令和元年5月15日に公布されましたので、地方の選挙においても、これを準用、適用するというので、うちの条例についても同じ額にするということで、改正をしたところがございます。

○議長（神田 直人） 10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 法を改正する場合には、国のほうからもその説明が多分あって
いると思います。こういう理由で法を改正するという説明はなかったのですか。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） これは、一般的に人件費の値上げということでございますので、
関係する委員と、選挙以外のそういった方の人件費を勘案しまして、上げるということでござい
ます。

○議長（神田 直人） 1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） すみません。私は去年初めてこの期日前立ち会いと、開票立ち会
いを経験させていただいたのですが、そのときに思ったことが、期日前立ち会いは時間が長いで
すけど、金額的に言って、もらったときにはちょっとびっくりしました。その開票立ち会いも、
あのときは2時間ぐらいしかいかなかったと思います。知事選でしたが、それで8,000幾らっ
ていう金額をいただいたのですが、それにちょっとびっくりしました。

確かに報酬が多ければうれしいことなのですが、でもやっぱり考えたら、これは私たちの税金
ですよ。それで、その短い期間出ただけで、これだけの金額がもらえていいのかなという、ち
よっと疑問がありました。

国のほうから、そういう改正が下りてきたからといって、やっぱり町でそれを守らないといけ
ないのでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私たちは、法令に基づいて仕事をしているわけでありまして。それから、
いろんな事業をするとき、あるいは単価を決めるときは、町独自でする場合もありますが、いわ
ゆる国との連動している部分、選挙でありますとか納税でありますとか、あと保険税関係等もそ
うであります。そういったものについて、根幹をなす部分については、やっぱり国からの法律
のもとでの仕事をする。国のほうからは「諸情勢を鑑みて諸般の改正を行いました。つきまして
は、貴自治体におかれましても準用されたし」というようなことで下りてきます。そういう形で、
一般的にこういった部分については、全てやるということでありまして。

ただ、おっしゃるような気持ちはよくわかります。例えば立会人でも2時間で8,900円で
す。高いなと思うのはわかります。でも一時的に拘束するわけでありまして、また責任もありま
すので、妥当かなと思う部分もあります。

いずれにしても、私たちは法に基づいて行います。自分たちで決められない部分について
は、やっぱりしっかりと国から下りてきたものに対して準用させていただくというスタンスで、
今、進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第34号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第34号に対する総括質疑はありませんか。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 今回の改正は、全て上がるというか、率も高くなるわけですが、このことによって、木城町からの繰出金が幾らぐらい抑えられるのか。そこら辺の検討はされておられますか。

○議長（神田 直人） 町民課長。

○町民課長（藤井 学君） 今回の法改正におきまして、繰入金が抑えられるかということですが、現在のところ当初予算のほうで十分足りるものと思っておりますし、今回の増税についての繰入金につきましては、変更はございません。

以上です。

○議長（神田 直人） 9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 当初予算でいうと7,200万円程度が、繰り入れする予定になっていたと思います。これは、これを見越して計算をされたものなのか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（神田 直人） 町民課長。

○町民課長（藤井 学君） 当初予算につきましては、昨年の11月に、この納付金、県に納付する納付金額が決定いたします。

それで、過去3年間の実績を見て計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 補足説明をさせていただきたいと思います。

国民健康保険税につきましては、昨年度から宮崎県が主体となって一本化されたところであります。今まではそれぞれの市町村で、例えば医療費がこれくらいかかるので、これくらいを税率に定めて、保険税を取るということでした。しかし、それが余りにも上がってしまうと負担感があるので、その場合に一般会計の繰出金を入れて、負担感がないようにする形でのバランスをとってやっておりました。

昨年度から、県が、さっき言いましたように財政主体となりましたので、県が市町村ごとに標

準保険税率を算定します。今年度は正直申し上げますと、標準保険税率をそのまま受け入れたときにどうなるかという、まだこれよりか高くなる形になりました。

国保運営協議会の中で、そのことの見解が出まして、負担が余りにも多すぎると。逆に昨年度の場合は、標準保険税率を用いたのですが、前年度より下がりました。

今回は、標準保険税率を用いた場合、余りにも高くなるということで、今、お示しをしています部分で、税率をある程度緩和して、なおかつ町から持ち出して、負担を和らげて、今回お示しをしているということですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第35号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第35号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第36号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第36号に対する総括質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） すみません。私、ちょっとわからないところがあるのですが、この文面の「読み替えるものとする」というのは、どういうことを意味するのかお聞きしたいのですが。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 今回の改正の「読み替えるものとする」という表現ですが、その前の金額の分が、現在その階層で保険料として負担をいただいている金額を、そのまま新しい今回の軽減率に応じた金額、下の金額に読み替えるという意味合いになります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第37号令和元年度木城町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第37号に対する総括質疑はありませんか。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 6ページと7ページを含めてですが、この町債で一応7,700万円。後の歳出のほうでも出てくると思いますが、この分について全て説明をお願いしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 7ページの町債7,700万円を地方債で今回上げておりますが、これにつきましては、資料の予算書の16、17ページをごらんいただきたいと思います。

過疎対策事業債を7,700万円計上しております。この内訳につきましては、歳出のほうで出てきますが、福祉保健センターの空調設備、のゆり保育園の周辺整備、それから道路新設改良、これは道路の改良と舗装になります。この3つのほうに金額を合計しまして7,700万円充てております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） その内容をちょっと具体的にお聞きしたいのですが、道路はどこをするとか、その内容を。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（中井 諒二君） 総務財政課のほうで把握している事業について、答弁をいたしたいと思います。

道路新設改良につきましては、中川原田畑線の改良を行っておりますが、これに充当しております。

それから、もう1つが、町道の溜水田神線、広域農道になりますが、この改良工事、この2つに道路新設改良の起債は合計で3,100万円ですが、この2路線に充当をしております。

残りにつきましては、福祉保健センター空調設備3,200万円、それからのゆり保育園の周辺整備、これに1,400万円を充当しております。合計で7,700万円になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） 13ページです。

歳入の国庫補助金の中のプレミアム付商品券補助金です。国が、今、返礼品3割と地場産品ということで厳しく動いておりますが、今後、町長の考えはどのような考えを持っているのかお伺いします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 現在、商品券は大きく分けて2種類あります。町単独でやっているプレミアム商品券と、それとは別に全国一律に消費税が上がって、低所得者や子育て世帯向けに、プレミアム付商品券が予定されています。

国のほうは、しっかりと国の施策でありますので受けてやっていきたいと思っておりますし、町単独のプレミアム商品券も今のところ好評をいただいておりますので、引き続きやる予定であります。以上です。

○議長（神田 直人） 10番、原博君。

○議員（10番 原 博君） それと、27ページです。

詳細については委員会で伺いますが、この工事請負費の4,582万1,000円。これは、どこで何をするのかお伺いします。

それと、37ページの公有財産購入費の135万5,000円。これの用地購入はどこなのかお伺いします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 27ページの児童措置費工事請負費であります。のゆり保育園の周辺整備事業分になります。

内訳としましては、道路整備分で3,200万円と公園内の屋外トイレ新築浄化槽設置、現在のトイレ解体と合わせまして1,300万円程度で予定をしております。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 37ページの用地購入費135万5,000円ですけれども、現在中川原田畑線の改良工事を進めておりますが、地権者の協力のもと用地交渉も進めておりまして、その用地部分でございます。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第38号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第38号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第39号令和元年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第39号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第40号令和元年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第40号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第41号令和元年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第41号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第42号令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第42号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

以上で、議案第32号から議案第42号に対する総括質疑を終わります。

日程第19. 各常任委員会議案審査付託

○議長（神田 直人） 日程第19、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第3回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第42号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第20. 散会

○議長（神田 直人） 日程第20、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日8日から9日までは休会、10日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっています。

本日は、これで散会といたします。

ここで、桑原監査委員から発言を求められていますので、これを許します。桑原監査委員。

○代表監査委員（桑原 正憲君） 再任されました桑原です。

監査は、議会が議決したものを執行部が執行するというもので、基本方針として公正で合理的行政運営に資するために、適法性、効率性、有用性の増進に努めることに全力を尽くし、一層の努力をします。今後、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（神田 直人） 議員の皆様は、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（河野 浩俊君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前11時43分散会
